

# 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金（住まいのゼロカーボン化推進事業） 躯体の省エネ改修基準

## 1 対象となる工事の基準

原則として次のJISに該当し、熱伝導率[W/(m・K)]が0.052以下のノンフロン製品で、性能担保及び品質管理体制について、次の3種類のタイプのいずれかを満たすものを対象とする。

該当するJIS	JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、 JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914
性能担保及び 品質管理体制	(1) JIS認証を取得しJISマークが表示されている製品 (2) JIS認証を取得していないが、第三者により、JISと同等の性能及び品質管理体制が確認されているもの (3) JISに対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q 1000またはJIS Q 17050-1による自己適合宣言が行われ、JISと同等以上の性能及び品質管理体制を有していることを証する資料等（(2)の第三者による確認と同程度のものに限る）の提供を行うことができるもの

## 2 断熱材の区分

断熱材の 区分※1	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類例
A-1	0.052～ 0.051	吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW1052、LFGW1352、LFGW1852 吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2552、LFRW2551、LFRW3051 インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード） DIB、DIBP
A-2	0.050～ 0.046	グラスウール断熱材（通常品） GW10-48、GW10-49、GW10-50 グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-46、GWHG10-47 吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW2050 吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2547
B	0.045～ 0.041	グラスウール断熱材（通常品） GW12-45、GW16-45、GW20-42 グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-43、GWHG10-45、GWHG12-43 ロックウール断熱材（LA、LB、LC） RWLA、RWLB、RWLC 吹込み用ロックウール断熱材（天井用）

		<p>LFRW2541、LFRW2545、LFRW3045          ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（4号）          EPS4          ポリエチレンフォーム断熱材（1種1号、2号）          PE1.1、PE1.2</p>
C	0.040～ 0.035	<p>グラスウール断熱材（通常品）          GW20-40、GW24-38、GW32-36、GW40-36          グラスウール断熱材（高性能品）          GWHG14-38、GWHG16-37、GWHG16-38、GWHG20-35、GWHG24-35、          GWHG24-36、GWHG32-35、GWHG20-36          ロックウール断熱材          RWLD、RWMA、RWMB、RWMC、RWHA、RWHB          インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット）          IM          吹込み用グラスウール断熱材（屋根・床・壁用）          LFGW2040、LFGW2238、LFGW3240、LFGW3540、LFGW4036、          LFGW3238          吹込み用ロックウール断熱材（天井用）          LFRW2540、LFRW3040、LFRW3039          吹込み用ロックウール断熱材（屋根・床・壁用）          LFRW6038          ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（2号、3号）          EPS2、EPS3          押出法ポリスチレンフォーム断熱材（1種）          XPS1bA、XPS1bB、XPS1bC          ポリエチレンフォーム断熱材（2種）          PE2          吹込み用セルローズファイバー断熱材          LFCF2540、LFCF4040、LFCF5040          フェノールフォーム断熱材（2種1号、3種1号）          PF2.1A、PF3.1A          フェノールフォーム保温板（3種1号）          PF-B-3.1          建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種3）          NF3</p>
D	0.034～ 0.029	<p>グラスウール断熱材（通常品）          GW80-33、GW96-33          グラスウール断熱材（高性能品）          GWHG20-34、GWHG24-34、GWHG28-33、GWHG28-34、GWHG32-34、          GWHG36-32、GWHG38-32、GWHG40-34、GWHG48-33          ロックウール断熱材          RWHC          ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（1号）          EPS1          押出法ポリスチレンフォーム断熱材（2種）</p>

		XPS2bA、XPS2bB、XPS2bC ポリエチレンフォーム断熱材（3種） PE3 フェノールフォーム断熱材（2種2号） PF2.2AⅠ、PF2.2AⅡ 硬質ウレタンフォーム断熱材（1種） PUF1.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1、2） NF1、NF2
E	0.028～ 0.023	押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3aA、XPS3bA、XPS3aB、XPS3bB、XPS3aC、XPS3bC フェノールフォーム断熱材（2種3号） PF2.3A 硬質ウレタンフォーム断熱材（1種、2種、3種） PUF1.2、PUF1.3、PUF2.1A、PUF2.2A、PUF2.2B、PUF2.3、 PUF2.4、PUF3.1A、PUF3.1B、PUF3.1C、PUF3.1D、PUF3.2A、 PUF3.2B、PUF3.2C、PUF3.2D 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種1H、2H） NF1H、NF2H
F	0.022 以下	押出法ポリスチレンフォーム断熱材（3種） XPS3aD、XPS3bD フェノールフォーム断熱材（1種1号、2号、3号） PF1.1A、PF1.2C、PF1.2D、PF1.2E、PF1.3B フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 硬質ウレタンフォーム断熱材（2種） PUF2.1B、PUF2.1C、PUF2.1D、PUF2.1E、PUF2.2C、PUF2.2D、 PUF2.2E、PUF2.2F

※1 JIS A 5901:2018で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30及びJIS A 5914で規定される建材畳床のうち、KT-Ⅱ、KT-Ⅲ、KT-K（1種b<sup>※2</sup>）、KT-N（1種b<sup>※2</sup>）については、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

また、KT-K（3種b<sup>※2</sup>）、KT-N（3種b<sup>※2</sup>）については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521:2022で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

### 3 対象工事内容

改修後の外壁、屋根・天井又は床の施工部分ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修を補助対象とする。

分類	施工部分	断熱材の区分※1	断熱材最低使用量 (単位：m <sup>3</sup> )	
			A-1/A-2/B/C	D/E/F
		熱伝導率 (単位：W/m・K)	0.052～0.035	0.034以下
省エネ基準 レベル	外壁		6.0	4.0
	屋根・天井		6.0	3.5
	床		3.0	2.0

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出に当たり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

### 4 その他

「1 対象となる工事の基準」及び「2 断熱材の区分」(以下「要件」という。)は令和6年度に国土交通省が実施した「子育てエコホーム支援事業」の「躯体の省エネ改修」の内容に基づき設定した基準であり、当該事業の後継事業(令和7年度以降に国土交通省が実施した事業)において、新たに対象となる断熱材がある場合は、本補助金の交付対象とする。

ただし、その場合における断熱材最低使用量は「3 対象工事内容」で定める施工部分ごとの量を使用することを条件とする。

### 5 基準を満たすことを証する書類

- (1) 申請する断熱改修の使用量が確認できる書類(別紙)
  - ・使用確認書(ボード系・マット系)
  - ・使用確認書(畳床用)
  - ・施工確認書(吹込み・吹付け)
- (2) 対象となるJIS規格を満たすことを証するカタログ等
- (3) 熱伝導率を証するカタログ等
- (4) 国土交通省が実施する事業で定める要件を満たすことを証する書類等(基準4に合致する場合のみ)

## 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

使 用 確 認 書  
(ボード系・マット系)

次のとおり、断熱材を使用します。

令和 年 月 日

施工事業者 名 称

代 表 者

(施工事業者の代表者が手書きできない場合は、記名押印してください。)

住 所

電話番号

## 【断熱材情報】※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m <sup>3</sup> )

## 合計使用量の計算

A-1～Cの使用量合計	m <sup>3</sup>
D～Fの使用量合計	m <sup>3</sup>
合計使用量	m <sup>3</sup>

- ※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。

## 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

使 用 確 認 書  
(畳床用)

次のとおり、断熱材を使用します。

令和 年 月 日

施工事業者 名 称

代 表 者

(施工事業者の代表者が手書きできない場合は、記名押印してください。)

住 所

電話番号

## 【断熱材情報】※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m <sup>3</sup> )

## 合計使用量の計算

A-1～Cの使用量合計	m <sup>3</sup>
D～Fの使用量合計	m <sup>3</sup>
合計使用量	m <sup>3</sup>

- ※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。

## 幕別町ゼロカーボン推進総合補助金 躯体の省エネ改修

## 施 工 確 認 書

### (吹込み・吹付け)

次のとおり、施工します。

施工事業者 名 称

代 表 者

(施工事業者の代表者が手書きできない場合は、記名押印してください。)

住 所

電話番号

**【断熱材情報】** ※行が不足する場合は、適宜追加して記入

事業者 (メーカー)	製品名	断熱材区分 (A-1～F)	厚さ (mm)	熱伝導率 (W/m・K)	使用量 (m <sup>3</sup> )
●外壁					
●屋根・天井					
●床					

合計使用量の計算

A-1～Cの使用量合計	m <sup>3</sup>
D～Fの使用量合計	m <sup>3</sup>
合計使用量	m <sup>3</sup>

※1 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算すること。